

新潟県選挙管理委員会規程第8号

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を改正する規程

第1条 市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程（平成12年新潟県選挙管理委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 （略）</p> <p>第5章 <u>削除</u></p> <p>第22条 <u>削除</u></p> <p>第23条 <u>削除</u></p> <p>第24条 <u>削除</u></p> <p>第6章 （略）</p> <p>（当選等に関する報告）</p> <p>第11条 （略）</p> <p><u>2 前項の規定により当選人に当選証書を付与した旨又は当選人がなく若しくは選挙すべき数に不足の旨を報告する場合は、前項の報告のほか別記第13号様式の2に準じた選挙結果に関する調を作成し、報告するものとする。</u></p> <p>第5章 <u>削除</u></p> <p>第22条 <u>削除</u></p> <p>第23条 <u>削除</u></p> <p>第24条 <u>削除</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 （略）</p> <p>第5章 <u>海区漁業調整委員会委員選挙に関する報告（第22条―第24条）</u></p> <p>第22条 <u>（選挙人名簿再調製の報告）</u></p> <p>第23条 <u>（選挙人名簿の移送又は引継ぎの報告）</u></p> <p>第24条 <u>（個人演説会開催施設指定の報告）</u></p> <p>第6章 （略）</p> <p>（当選等に関する報告）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>第5章 <u>海区漁業調整委員会委員選挙に関する報告</u></p> <p><u>（選挙人名簿再調製の報告）</u></p> <p>第22条 <u>漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「漁令」という。）第5条第5項において準用する公選令第22条第2項の規定により再調製された選挙人名簿に登録された選挙人の数を報告する場合は、第5条の例によってしなければならない。</u></p> <p><u>（選挙人名簿の移送又は引継ぎの報告）</u></p> <p>第23条 <u>漁令第5条第5項において準用する公選令第19条第3項の規定により海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の送付又は引継ぎを受けた旨及び送付又は引継ぎに係る選挙人名簿に登録されている者の数を報告する場合は、第6条の例によってしなければならない。</u></p> <p><u>（個人演説会開催施設指定の報告）</u></p> <p>第24条 <u>漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公選法第161条第3項の規定により個</u></p>

人演説会を開催することができる施設を指定した旨を報告する場合は、第14条の例によってしなければならない。

(指定都市に対するこの規程の適用)

第27条 自治法第252条の19第1項に規定する指定都市においては、第11条から第17条までの規定を除き、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区選挙管理委員会に適用する。

第3号様式 (第3条関係)

その1 (数市町村合同開票区の場合)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
数市町村合同開票区の設置に係る
特別の事情の届出について

(略)

その2 (数区合同開票区の場合)

(略)

何指定都市選挙管理委員会委員長 氏名
数区合同開票区の設置に係る
特別の事情の届出について

(略)

その3 (分割開票区の場合)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
分割開票区の設置に係る
特別の事情の届出について

(略)

第11号様式 (第11条関係)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
当選証書の付与について (報告)

(略)

第12号様式 (第11条関係)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
当選人のなかったこと (不足) について (報告)

(略)

第13号様式 (第11条関係)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
選挙 (当選) 無効について (報告)

(略)

(指定都市に対するこの規程の適用)

第27条 自治法第252条の19第1項に規定する指定都市においては、第11条から第17条まで、第23条及び第24条の規定を除き、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区選挙管理委員会に適用する。

第3号様式 (第3条関係)

その1 (数市町村合同開票区の場合)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
数市町村合同開票区の設置に係る
特別の事情の届出について

(略)

その2 (数区合同開票区の場合)

(略)

何指定都市選挙管理委員会委員長 氏名
数区合同開票区の設置に係る
特別の事情の届出について

(略)

その3 (分割開票区の場合)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
分割開票区の設置に係る
特別の事情の届出について

(略)

第11号様式 (第11条関係)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
当選証書の付与について (報告)

(略)

第12号様式 (第11条関係)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
当選人のなかったこと (不足) について (報告)

(略)

第13号様式 (第11条関係)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
選挙 (当選) 無効について (報告)

(略)

第14号様式（第12条関係）

（略）

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
選挙を行うべき事由の発生について（届出）

（略）

第15号様式（第13条関係）

（略）

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
議会議員の選挙と長の選挙を
同時に行うことについて（届出）

（略）

第16号様式（第14条関係）

（略）

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
個人演説会等開催施設の
指定について（報告）

（略）

第17号様式（第14条関係）

（略）

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
個人演説会等開催施設指定の
取消（異動）について（報告）

（略）

注 1 （略）

2 異動報告の場合は、異動前後が分かるよ
うに表記すること。

第14号様式（第12条関係）

（略）

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ㊦
選挙を行うべき事由の発生について（届出）

（略）

第15号様式（第13条関係）

（略）

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ㊦
議会議員の選挙と長の選挙を
同時に行うことについて（届出）

（略）

第16号様式（第14条関係）

（略）

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ㊦
個人演説会等開催施設の
指定について（報告）

（略）

第17号様式（第14条関係）

（略）

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ㊦
個人演説会等開催施設指定の
取消（異動）について（報告）

（略）

注 1 （略）

2 異動報告の場合は、異動前の事項を記載
し、異動部分のみを赤字で併記すること。

第2条 市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を次のように改正する。

別記第13号様式の次に次の1様式を加える。

市 町 村 選 挙 結 果 調

市町村名												
選挙の種類												
選挙執行の事由												
選挙区名			選挙すべき数		同時に行った選挙又は住民投票の種類							
選挙期日			選挙期日の告示年月日		投票区数			開票区数				
投票者数等												
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(%)	前回選挙の投票率	投票総数	有効投票数	左の内按分適用の票数		無効投票数	無効投票率	投票者数と投票総数の一致しない場合その理由
男								按分されたもの				
女								按分できなかったもの				
計								計				
候補者の得票数等			(候補者数 人)			(当選者数 人)			(法定得票数 票)			
ふりがな	性別	(年齢)	党派	職業	住所			新現元の別	届出年月日	得票数	当選・落選・辞退・死亡の別	摘要
候補者氏名												
										得票数合計		
無投票となった場合その理由												
備 考												

- 注 1 同時選挙の場合、選挙の種類ごとに記載してください。
- 2 議会議員選挙について選挙区を設けている場合は、選挙区ごとに別個に記載してください。
- 3 「選挙の種類」には、『何市(町)(村)議会議員一般選挙』等のように、一般選挙、補欠選挙、再選挙、合併選挙等の区分が明らかとなるよう記載してください。
- 4 選挙執行についての特異事項等があるときは、備考欄に記載してください。
- 5 「候補者の得票数等」欄は、候補者の得票順に記載してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。